



菜の花

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／令和3年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和3年分消費税の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 固定資産税の縦覧と閲覧

自治体により差はありますが、毎年4月から、固定資産税の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間が設けられています。縦覧では、所有する土地・家屋の価格を他の土地等と比較し、その価格が適正であるか確認できます。閲覧は、固定資産課税台帳のうち所有資産の記載事項を確認できる制度で、年間を通じて閲覧できます。

所有者が不明な土地の解消

所有者が不明な土地の発生を予防することと、利用を円滑化するために、令和3年4月に「民法等の一部を改正する法律」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）」が成立しました。

所有者が不明な土地とは、不動産登記簿で所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地を指します。

平成29年の国土交通省の調査によると、所有者が不明な土地は全国に約22%あり、そのうち3分の2については、相続登記がされていないことが原因になっています。

— 相続登記の義務化 —

従来、土地を相続した場合に登記の申請は、義務ではありませんでした。登記申請をしなくても不利益を被ることが少ないので、相続登記や住所変更登記をしない人もいます。このような背景から不動産登記法が改正され、相続登記の申請が義務化されました。この制度は、令和6年からスタートする予定です。

相続登記については、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に申請することが義務付けられ、正当な理由がないのに申請を怠ったときは、

10万円以下の過料が課されます。

相続人が複数いて遺産分割が成立しないケースも想定されるので、新たに「相続人申告登記制度」が設けられました。これは、相続登記の申請義務がある人が、とりあえず相続人であることを申し出る制度です。特定の相続人が単独で申し出ることも可能で、申し出があれば、申出人の住所・氏名などが登記簿に付記され、上記の義務を履行したことになります。そして、遺産分割が成立したら、その成立日から3年以内に相続登記の申請を行うことになります。

— 住所変更登記について —

相続登記の申請だけではなく住所変更登記の申請も義務化になりました。この制度は令和8年4月までにスタートします。

住所変更については変更日から2年以内の申請が義務付けられ、怠った場合は5万円以下の過料が課されます。

また、登記官は職権で登記変更ができるようになり、自然人の場合は住基ネットなどで住所などの異動情報を取得したら、その人の了解を得て変更登記をすることができます。また法人については、法務省内のシステムを連携させ、商業・法人登記の情報を基に、登記官が

職権的に変更登記を行います。どちらの場合も、登記申請義務が履行されたこととなります。

— 相続土地国庫帰属制度 —

相続によって望まない土地を取得した人の負担感は大きく、相続した土地を手放したいという人は増加しています。そこで、相続により取得した土地について、一定の要件を満たせば国庫に帰属させることが可能になる制度（相続土地国庫帰属制度）が創設されました。

国に対して土地の管理コストを不当に転嫁させることを防止するために、建物が存在する土地や担保権などの権利が設定されている土地などは、この制度を利用することができません。また、この制度を利用する人は、国が算出した10年分の土地管理費相当額を、負担金として納付する必要があります。

国庫に帰属された土地のうち、主に農用地や森林として利用されている土地は農林水産大臣が、それ以外の土地は財務大臣が管理・処分をすることになります。土地の寄付受けや、地域で有効活用を確保するため、この制度の運用にあたっては、承認申請があったことを法務大臣（法務局）が国や地方公共団体に対して情報提供を行います。

国連の指導原則

開発途上国を中心に、強制労働や児童労働、環境破壊を伴う企業活動は以前からありましたが、グローバル化に伴って、企業の社会的責任は強く問われるようになりました。

2011年に国連の人権理事会で、「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、専門家で構成される作業部会が設立されました。この作業部会は、ビジネスと人権に関する指導原則の普及や、実施にかかる行動計画の作成を各国に奨励し、これを受けてイギリスやアメリカなど20か国以上が2013年から行動計画を公表しています。

日本政府の取り組み

日本では2020年10月にビジネスと人権に関する行動計画が策定されました。この行動計画では、ビジネスと人権に関して政府が今後取り組む施策や、企業に対して国連の指導原則に沿った対応を求めています。

人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取り組みとしては、業界団体などを通じて、企業に対する行動計画を周知させることや、人権デューデリジェンスに関する啓発を実施していくことが盛り込まれています。また、中小企業が「ビジネスと人権」に取り組むことを支援するため、ポータルサイトの構築やセミナーの実施、取引条件や取引慣行の改善に取り組んでいきます。



企業に求められること

国連の指導原則では、企業に対して、①人権方針の策定、②人権デューデリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築を求めています。

人権方針の策定には、企業のトップが方針策定に関与し、専門的な助言を得て行う必要があります。社員だけではなく自社の企業活動の関係者すべての人権に配慮し、内容が一般に周知されているだけではなく具体的な手続きに落とし込まれていることが求められています。

人権デューデリジェンスは、人権の観点から問題点を把握し、対策をとることをいいます。人権デューデリジェンスは、まず人権への悪影響を特定します。次にその悪影響を予防・軽減するための措置を講じます。そしてその予防策・軽減策の有効性について追跡調査を行います。さらに、これ

らの取組について、情報発信や外部とのコミュニケーションをとります。

救済メカニズムの構築は、人権侵害が生じたときや助長されていることを確認したときに、人権侵害を受けた人が実効的な救済を受けられるような制度が保証されていることをいいます。この仕組みには社員だけではなく、顧客や地域社会などあらゆる当事者が救済を受けられる仕組みを構築することが求められています。

取り組みの具体例

山梨県にある社員数16名の人材サービス業の会社は、シニアや外国籍、LGBTなど多様な人々がスタッフとして働いています。この会社では、働く意欲を持つすべての人へ働く場を提供したいという理念を持ち、この理念に共感や賛同する企業と契約して人材派遣を行っています。介護や出産など家庭内の問題が生じたときに対応できる会社を目指しており、例えば外国籍の社員の親の具合が悪くなったときは、数か月単位で帰国やリモートワークを認めるなどの体制を整えています。

鹿児島市にある建設業向けのソフトウェア開発会社は、社長との面談やSNSによるメッセージのやり取りを定期的に行い、コミュニケーションを活発化しています。また年に80回社長勉強会を開催し、社長の考え方を伝え続けたことで、社員が自らの意見を発信しやすくなったようです。

香害

洗剤や柔軟剤には、香りが付いている商品が多く販売されています。この香りに含まれる化学物質によって、めまいや吐き気などを引き起こし、中には学校や職場に行けなくなる人もいます。このように、人工的な香料による体調不良の被害を「香害」といいます。

香りが付いた柔軟剤などには、合成香料を閉じ込めたマイクロカプセルが使われています。このマイクロカプセルは、洗濯をすることによって衣服に付着し、熱や摩擦などでカプセルの膜が破れることで香料が放出される仕組みになっています。つまり、香りが付いた柔軟剤などを使用するたびに、化学物質を含む香料やマイクロカプセルの破片が飛散し、自分や周りの人が吸い込むだけではなく、土壌や河川などに放たれていることになります。

シャボン玉石けん株式会社の調査による

と、人工的な香料のニオイで頭痛やめまい、吐き気などの体調不良になったことがある人は、5割を超えていました。また別の調査では、体調不良を引き起こした製品について複数回答で質問したところ、8割以上の人が柔軟剤と、7割以上の人が香りつき合成洗剤と回答しました。

香害の具体的な例としては、小学校の給食当番で着る給食着を当番の子が洗濯をした後に次の当番の子が引き継いで着たことで発症したり、授業参観で教室が人であふれているときに立ち込める柔軟剤のニオイで発症したりといったことがあるようです。一度発症すると、よりニオイに過敏になり、自宅周辺に漂う柔軟剤の香りや、校内の塗装のニオイに反応するケースもあるようです。

このような香害に対する対策としては、柔軟剤などへのマイクロカプセルの使用中止や、香りつき製品の販売中止などが求められています。

スローレジ

大型スーパーやコンビニエンスストアなどでは、セルフレジやセミセルフレジなど、より早く決済ができるレジが増えていきます。このようなレジとは逆に、慌てずゆっくり支払いができる「スローレジ」が九州の商業施設「ゆめタウン南行橋店」に登場しました。

早く会計を済ませることは難しいことなので、混雑時には落ち着いて買い物ができなくなります。スローレジであれば自分のペースで買い物ができるという好評のようです。お店側もスローレジでは、「ゆっくり話す、相手の話をしっかり聞く、遅くても大丈夫ですよと声を掛ける」と心を掛けています。

スローレジがないところでも「サービス介助士」がサービスを提供している店舗も出てきています。

ウェビナー

新型コロナウイルスの流行をきっかけに、ウェブを使ったセミナーが拡がりました。

「ウェビナー」は、ウェブ(Web)とセミナー(Seminar)を組み合わせた造語で、オンラインセミナーとも呼ばれます。ウェビナーには、決められた時間にセミナーを配信する「リアルタイム配信」と、主催者があらかじめ録画した動画を配信する「録画配信」があります。

ウェビナーは、会場費がかからない、参加者も交通費が発生しないといったコスト削減や、場所や人数の制約がないなどのメリットがあります。一方で、通信環境によって音声や画質に乱れが生じるなどのデメリットもあります。

ウェビナーを開催することで、海外などこれまで開拓できなかった顧客とつながるなど、新規顧客の開拓につなげる企業もあるようです。